

福井圏域合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福井圏域合併協議会規約第10条第4項の規定に基づき、福井圏域合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表決)

第2条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、議長が必要であると認めるときは、出席委員の3分の2をもって決する。

(会議録)

第3条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録(様式1号)を保存するものとする。

- (1) 開催した日時及び場所
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 会議に付した事項
 - (4) 議事の内容
 - (5) 前各号に定めるもののほか、その他必要と認める事項
- 2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。
- 3 会議録は、議長及び議事に先立ち議長が指名する出席委員1名が署名する。

(会議録等の公開)

第4条 会議録及び会議に提出された資料は、原則として公開する。

(傍聴)

第5条 会議は、傍聴することができる。

- 2 傍聴人の定員は、会議の規模に応じて調整する。

(傍聴の手続)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、福井圏域合併協議会会議傍聴届(様式2号)に住所及び氏名を記入の上、協議会の事務局に提出し、傍聴証(様式3号)の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴証は、会議開催予定時刻の30分前から、所定の場所で先着順に交付する。

(傍聴証の返還)

第7条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴人の入場制限)

第 8 条 議長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(秩序の維持)

第 9 条 会議においては何人も議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、会議の秩序を乱すと認められる者があるときは、その者に退場を命ずることができる。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 22 日から施行する。

様式1号(第3条関係)

会 議 録

会議の名称			
開催日時	年	月	日 (日)
	時	分開会	・ 時 分開会
開催場所			
議長氏名			
出席者氏名			
欠席者氏名			
事務局氏名			
会 議 事 項			
議事の内容 別添のとおり			
会 議 資 料			
特記事項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		会 議 録 署 名	
年 月 日		議 長	
		委 員	

(議事の内容)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項

様式第2号(第6条関係)

平成 年 月 日

福井圏域合併協議会長様

福井圏域合併協議会会議傍聴届

福井圏域合併協議会会議運営規程第6条第1項の規定により、下記のとおり届けます。

住所 _____

氏名 _____

なお、会議の傍聴に際しては、下記の注意事項を遵守することを誓約します。

記

(注意事項)

- (1) 会議の開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の進行を妨げるような行為をしないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類の着用、または張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 携帯電話の電源を切ること。
- (5) 飲食および喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席をはなれないこと。
- (7) 協議会事務局職員の指示に従うこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の妨害や他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (9) この注意事項に違反したとき、または議長が退場を命じたときには、速やかに退場すること。

傍聴証番号	返却
第 号	<input type="checkbox"/>

様式第3号(第6条関係)

傍 聴 証

第 号

福井圏域合併協議会長